

参 考

第三次 御殿場市総合計画 基本構想

I 基本構想策定の趣旨

本市では、昭和 61 年に第二次御殿場市総合計画基本構想を策定し、総合的かつ計画的な行政の運営に努めてきましたが、平成 12 年度で構想期間が終了することと、本市を取り巻く社会・経済情勢が大きく変化していることから、新たな基本構想の策定が必要になりました。

バブル経済の立て直しとともに深刻となっている雇用問題や中心市街地の空洞化、少子高齢化による社会保障制度への不安と高齢者の生きがい対策のほか、子供の健全育成、環境汚染や廃棄物問題、さらに高度情報社会の急激な到来など、解決しなければならない課題が現出してきています。

また、行政の効率化や能力の向上による小さな地方政府の実現、男女共同参画の推進などによる公平で公正な社会の実現など、行政の新たな対応も求められています。

富士山のふもとで、21 世紀の御殿場市民が希望と活力にあふれた市民生活を実現するために、市民と行政が一体となって取り組む政策の方向を、第三次御殿場市総合計画基本構想として定めます。

II 基本構想の目標年次と期間

第三次御殿場市総合計画基本構想の目標年次は平成 27 年度（2015 年度）とし、期間は平成 13 年度（2001 年度）から平成 27 年度（2015 年度）までの 15 年間とします。

III 人口の指標

過去の人口の推移と今後の開発動向をとらえ、平成 27 年（2015 年）の本市の人口を 88,000 人、世帯数を 33,000 世帯と推定します。

また、自然環境と都市活動の調和、財政効率性の向上、都市の健全な成長等を総合的に勘案し、人口・世帯数が将来にわたって緩やかに増加していくことを目標とします。

IV 財政・土地利用の基本方針

1 財政運営の基本方針

地方財政は、財政運営の自主性、健全性、合理性の堅持に加えて、地方分権により、国庫補助負担金の廃止及び縮減や統合化等が図られることに伴い、財政の自立性も要請されています。この地方分権の動向や現在の財政状況等を踏まえ、新たな財源の確保とともに、行政評価制度の導入等により経費支出の効率化に努めます。

2 土地利用の基本方針

富士山と箱根外輪山に代表される豊かな自然環境に調和した都市活動を実現するため、自然系、農業系、都市系の各利用区分に応じた秩序ある土地利用を図ります。

また、第二東名自動車道の整備により一層向上する広域交通ネットワーク上の優位性を生かしたまちづくりを推進し、長期にわたる安定した発展と均衡ある土地利用を図ります。

V 将来都市像

緑きらきら、人いきいき、御殿場

富士山が与えてくれる豊かな自然環境に調和し、さらにこれを育むまちづくりと、雄大な富士山にふさわしい、心が大きくて思いやりのある人づくりを進め、だれもが生きがいと誇りを持って暮らすことができる、人と環境が共生するまちを将来都市像として表します。

VI 基本目標と理念、基本政策

将来都市像を具現化するため、次の5つの基本目標と理念、政策を定めます。

基本目標1 富士山のように大きな心を持つ人になろう

富士山に象徴される、雄大で慈しみのある人づくりを、あらゆる場で進めます。そして、すべての市民が生きがいを持ち、社会に能動的にかかわることができる環境を整備し、健全で潤いのある社会の形成を目指します。

基本政策

1 心豊かな人づくり

家庭、地域、学校、企業などが、それぞれ融合した学習環境を整え、幼児から高齢者まで、人生の様々な場面における生涯学習を推進し、自ら学び・考える力の向上や個性の伸長などを促進します。そして、社会に貢献ができる、心豊かで慈しみのある人づくりを推進します。

2 安らぎのある家庭づくり

家庭の重要性を認識し、家族のきずなの大切さ、家庭での教育の在り方について改めて考え直し、家庭教育の充実、子育てへの支援など、安らぎのある家庭づくりを推進します。

3 温かい地域づくり

地域の様々な活動を通じ、異世代が互いに触れ合い、理解し合うとともに、それぞれの知識や経験を伝え合うことができる地域社会を築きます。

また、地域文化に対する市民の認識を深め、貴重な文化遺産の保護や伝承と新たな文化の創造を促進し、市民の心のよりどころとなる地域環境を整えます。

4 余暇の充実と生きがいづくり

すべての市民が生きがいを持ち、充実した一生を送ることができるよう、文化・芸術、スポーツ・レクリエーション、ボランティア活動など、社会貢献を含め、余暇環境の整備・充実を推進します。

5 地球市民を目指した人づくり

市民が国際的な交流を活発に行う機会を増やし、異文化への理解、地球市民としての意識啓発など、地球社会に貢献できる人づくりに努めます。

基本目標 2 健康で安全・安心な生活を築こう

体力づくりや寝たきりの予防など、目標を持った市民一人ひとりの健康づくり、生涯を安心して暮らせる福祉や社会保障の充実、防犯・防災・交通安全を始めとする地域連携による安全な暮らしの確保など、市民が健やかで安らぎのある生活を送ることができる長寿健康社会の実現を目指します。

基本政策

1 心身の健康づくり

高齢化社会を迎え、生産年齢層が減少する 21 世紀初頭において、心身の健康はまさに活力にあふれた社会づくりのキーワードとなってきます。

そこで、健康に関する目標値を定め、中期的視点に立って目標実現のための道筋を示したり、市民が気軽に参加できる健康づくりの機会を設けたりするほか、病気の予防に関する施策の充実を図ります。

また、地域内の高度医療化の促進と関係機関との連携により、市民が身近な場所で病気の早期発見、早期治療、早期リハビリが受けられる地域医療体制の充実を図ります。

さらに、福祉、医療、保健、スポーツ・レクリエーションなどの連携を強め、より実効性と機動性のある体制づくりを推進し、市民の健康の維持と増進を図ります。

2 福祉の充実

子供や高齢者、障害を持つ人など、社会的弱者の支援と自立を促進します。

また、福祉施策を必要とする市民が地域社会での交流を通じて生きがいや安らぎを感じられる地域福祉システムの確立と環境の整備を図り、すべての市民が豊かさと安心を享受できる社会の実現に努めます。

3 社会保障の充実

医療機関での受診に対する意識の啓発や相互扶助への理解促進により、国民健康保険の健全化と国民年金への加入促進に努め、社会保障の充実を図ります。

また、介護保険については、サービス提供機関等との連携を強化し、質が高く効率の良いサービス提供体制の構築を図ります。

4 安全な暮らしの確保

安全な暮らしは、市民生活を営む上で最も基礎的な条件といえます。

市民と地域社会及び関係機関の連携、安全意識の啓発、知識の普及などにより、非行や犯罪及び交通事故の防止、消費者の保護と育成を図ります。

また、事業活動や市民生活を通じて排出される有害な物質等の管理・削減など、公害や新たな環境問題にも取り組み、安全な市民生活の維持に努めます。

5 防災体制の充実

災害に対する市民啓発、住民同士の連帯意識の高揚、消防・防災施設の充実などを図り、災害に強いまちづくりを推進します。

基本目標3 人と自然に優しいまちをつくろう

美しい富士山、澄んだ空気、豊富な地下水など、世界に誇れる御殿場の自然を市民共有の財産として保全しつつ、快適で利便性の高い都市基盤整備を進めます。また、再資源化の促進による廃棄物の縮減や、資源の効率的な利用などによる、人と自然に優しい社会の実現を目指します。

基本政策

1 環境の保全と自然との共生

富士山や箱根外輪山をはじめとする豊かな自然を保全するとともに、既存人工林の植生転換や里山の復元など新たな自然の創出に努め、市民参加による自然環境共生のまちづくりを推進します。

また、良質で豊富な地下水資源を将来にわたって維持するほか、下水道整備やビオトープ*1の創出など、水質保全や水辺環境の保全・整備を推進します。

*1 ビオトープ：生き物が生存できる一定の環境条件を備えた場所。

2 ゆとりと潤いのある市街地整備の推進

風土や健康に配慮した住宅供給の促進、多様なレクリエーションニーズに対応した公園緑地の整備と都市緑化の推進、市民参画による地域の状況に応じたきめ細かなまちづくりの推進などにより、歴史景観や街並み景観にも配慮したゆとりと潤いのある市街地整備を推進します。

3 歩行者と環境に配慮した交通体系の整備

円滑な交通処理や市民生活の利便性の向上を図るため、幹線道路や生活道路等の整備を推進するとともに、歩行者にも配慮した快適な道路整備を図ります。

また、バス・電車などの公共交通機関は、環境問題への意識の高まりや高齢化社会の到来などに合わせ、安定的な運行と利用の促進、利便性の確保や向上に努めます。

一方、第二東名自動車道などの高規格幹線道路については、沿線の環境対策について関係機関に要請するとともに、関連道路の整備等沿線地区のまちづくりに取り組みます。

4 資源循環型社会の構築

廃棄物処理に関する市民や事業者の意識啓発を進め、資源と廃棄物を総合的にとらえた資源循環型社会を構築し、省資源や再資源化による資源の有効活用と廃棄物の減量を図ります。

5 情報化社会の構築

情報通信分野の著しい発展が、情報伝達の広域化や高速化につながり、市民生活の利便性を向上させています。

情報化社会に対応した基盤整備の推進と、情報通信の暮らしへの浸透を図り、便利で快適な市民生活の実現に努めます。

6 すべての人に優しいまちづくり

すべての人が障壁を感じることなく快適な生活を送れるユニバーサルデザイン*2の理念の普及及び定着を推進します。

*2 ユニバーサルデザイン：ハンディのある人、ない人、すべての人にとって暮らしやすいまちづくり、物づくりを行っていかうとする考え方。

基本目標 4 豊かで活力ある産業を育てよう

少子高齢化や環境保全に対応する企業への構造転換と、地場産業や商店街の高度化及び活性化を進め、競争力のある企業の育成を促進します。

また、首都圏への地理的な優位性や恵まれた自然という集客環境を最大限に生かし、産業全体の活性化を図り、雇用の増大と地域経済の向上を目指します。

基本政策

1 魅力ある農林業の振興

農林業経営者や後継者、消費者にとって魅力のある農林業を実現するため、農業基盤の充実、経営の効率化、安全で商品価値の高い製品の生産、農地や森林の機能を生かした新しい農林ビジネスの創出等を図ります。

2 競争力のある商工業の育成

消費者にとって魅力のある商店街や商品づくりの促進、郊外型商業施設と観光施設等との連携による観光客の滞留化や回遊性の創出などを図り、商業の活性化を推進します。

一方、工業にあっては、本市の自然環境と交通条件の優位性を生かしながら、21世紀の産業構造に見合う工業基盤の整備や、地場産業の高度化及び融合化を促進し、豊かで活力のある工業の育成を図ります。

3 観光・集客による産業の活性化

本市の持つ地理的優位性や、富士山をはじめとする豊かな自然環境、スポーツ・レクリエーション施設、別荘・保養所・研修所などの集客性の高い地域資源を生かし、観光と集客による地域の活性化を図ります。また、地域資源の発掘及び創造と、来訪者をもてなす風土に根差した周遊型・滞在型観光を促進し、産業全体の活性化を図ります。

4 新しい産業の育成と雇用の増大

情報通信ネットワークの進展により拡大する^{ソ ー ホ ー}SOHOなど*3の新たな就業形態の促進と、事業の再構築や女性の社会参画、高齢化社会の到来など社会の変化に伴う事業の創出を促進し、雇用の増大を図ります。

*3 SOHO：Small Office Home Officeの略、在宅型就業。

5 就労のための能力向上と福利厚生の充実

就労のために必要な能力や知識は、ますます高度化すると同時に、絶えず更新することが求められています。市民の職業能力の向上を促進し、人材の育成を図ります。

また、中小企業や個人事業者の福利厚生の充実を促進し、就業環境の向上を図ります。

基本目標 5 明るく元気の出る御殿場をつくろう

行政への市民参画や男女共同参画の推進、市民の権利の擁護などを通じて、開かれた行政運営を推進します。

また、新世紀の出発期にふさわしい事業を展開し、市民が誇りと希望を持ち、より明るく元気の出る御殿場を目指します。

基本政策

1 市民主体の行政運営

情報公開の充実、各種審議会や委員会などへの市民参画の拡充、行政ボランティア制度の導入など、透明性の高い開かれた行政運営に努め、市民の権利の擁護と市民と一体となった行政運営を推進します。

2 男女共同参画社会づくり

少子高齢化の進むなかで、男女共同参画の理念の定着は社会を成熟化や活性化していく上で重要な課題となります。男女が平等に社会活動に参画し、共に責任を担う社会の実現に向け、家庭、地域、学校、職場での相互理解を深める取り組みを促進します。

3 少子化への対応

生活観や家族観、価値観の多様化により、年々少子化が進んでいます。

男女が安心して家庭生活と職業生活を両立でき、夢を持って子供を生み育てることができる環境づくりを推進します。

4 行政改革の推進

大きく変化する社会経済情勢の中で、行政には一層の効率的な運営が求められています。

そこで、サービスの効果把握や事業の適切な見直しのための行政評価制度を導入します。また、行政課題に応じた他の市町村との連携や、民間の専門的な技術や非営利団体などの力の積極的な活用などによる小さな地方政府の実現に努めます。

さらに、地方分権が進められ地方自治体の個性や力量が問われる時代となってきたことに合わせ、職員の能力の向上や市民ニーズに対応できる組織の構築を図ります。

5 財産区との連携

旧町村の合併協定に基づき設置された5つの財産区は、地域住民福祉の向上と本市の安定した財政運営に大きく寄与しています。

将来にわたって、市と各財産区が緊密な連携を取り、個性あるまちづくりを推進します。

6 演習場と市民生活

演習場は、国家的見地から設置されており、その歴史的背景と現在の状況から、今後も引き続き存続が予測されます。

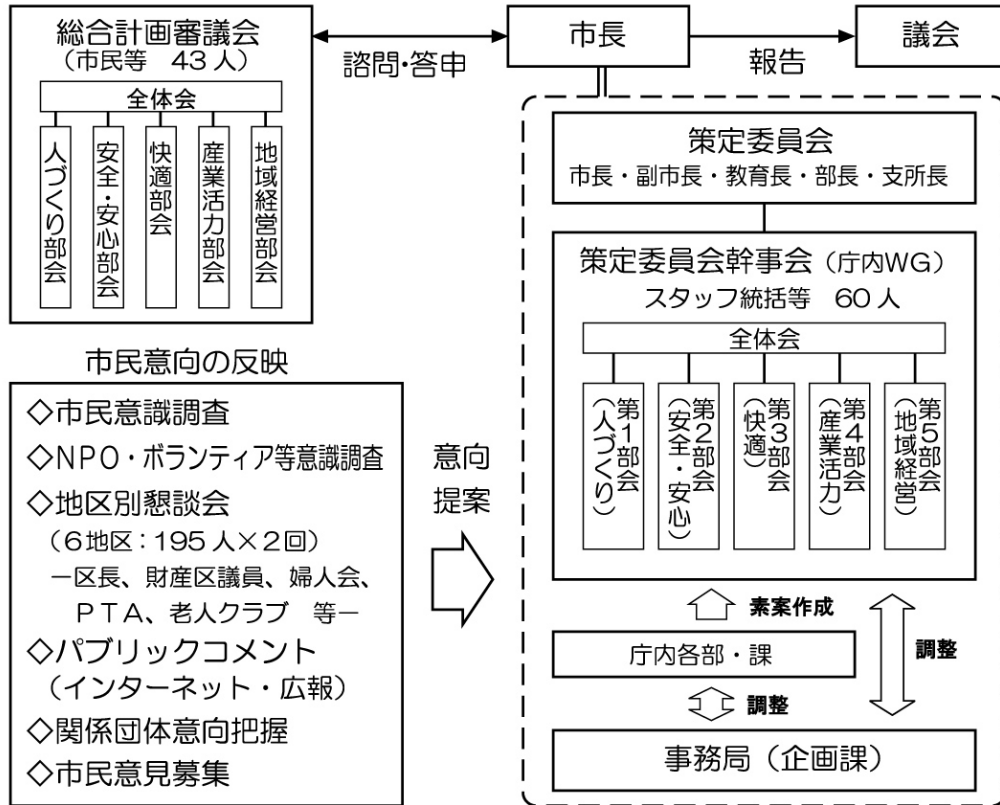
演習場の使用に伴う諸障害の防止、地元権利の擁護、民生安定事業の推進などに努めます。

7 新世紀記念事業の推進

市民が誇りと希望に満ち、より明るく元気の出る御殿場を目指すため、新世紀の出発期にふさわしい新世紀記念事業を推進します。

資料編

1 策定体制



2 策定経過

平成 19 年度 (◇：市民意見の反映 ◎：総合計画審議会)

5月	後期基本計画策定方針決定	
8月	前期基本計画進捗状況調査	
	◇市民意識調査 (2,000 票配布)	有効票数 911 票
12月	策定委員会	計画フレーム等
1月	策定委員会幹事会	施策文案作成
3月	策定委員会幹事会	政策文案作成
	◇NPO・ボランティア団体等意識調査 (24 団体)	

平成 20 年度

5月	策定委員会幹事会・調整会議 (4回)	計画素案審議
6月	◇地区別懇談会 (6地区: 195人×2回)	
7月	策定委員会 (8回)	計画素案審議
8月	議会報告 (3 常任委員会協議会)	報告・意見交換
	議員懇談会	報告・意見交換
	◇パブリックコメント (インターネット・広報: 10月まで)	
	◇関係団体意向把握 (意見回答 26 団体)	
10月	策定委員会	計画原案審議
11月	◎総合計画審議会	全体審議 (諮問)
	議会報告 (3 常任委員会協議会・全員協議会)	計画原案報告
12月	◎総合計画審議会 (5部会×2回)	部会審議
1月	◎総合計画審議会	部会長会議
2月	◎総合計画審議会	(答申)
	策定委員会	計画決定

3 諮問／答申

御企企第566号
平成20年11月26日

御殿場市総合計画審議会
会長 杉山 正一郎 様

御殿場市長 長 田 開 蔵

第三次御殿場市総合計画後期基本計画原案について（諮問）

第三次御殿場市総合計画基本構想に基づく本市の基本計画を策定するため、御殿場市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、第三次御殿場市総合計画後期基本計画原案について意見を求めます。

平成21年2月6日

御殿場市長 長田 開蔵 様

御殿場市総合計画審議会
会長 杉山 正一郎

第三次御殿場市総合計画後期基本計画について（答申）

平成20年11月26日付け御企企第566号にて諮問のありました第三次御殿場市総合計画後期基本計画原案について、全体会及び部会において慎重に審議を行った結果、次のとおり答申します。

答申

第三次御殿場市総合計画後期基本計画原案は、妥当なものと認めます。

なお、今後、少子・高齢化や地方分権化が一層進むことを踏まえ、本計画の誠実な実施により自立した行政を目指し、市民との協働によるまちづくりの推進、さらなる行政改革の推進に努め、「緑きらきら、人いきいき、御殿場」という将来都市像の実現を期待します。また、審議の過程において出された意見・要望は別紙のとおりです。

別紙

基本目標 1 富士山のように大きな心を持つ人になろう

- (1) 車を使わなくても近くで遊ぶことのできる場所の確保に努められたい。
- (2) 情報モラルの指導について、学校のみでなく、家庭との連携を重視して取り組まれたい。
- (3) 多人数学級の支援に努められたい。
- (4) 地域との係わりの希薄化が問題となっている。市を元気にするため、地域活動の活性化を図り、地域を元気にするよう努められたい。
- (5) 地域の健康増進やスポーツ普及のために地域スポーツクラブ活動を推進されたい。
- (6) 寝たきり防止、介護予防などのためのスポーツ、レクリエーション活動に努められたい。
- (7) 外国人との文化や習慣の違いによるトラブルが少なくなるよう、地域レベルで活動を共にすることや積極的な声かけを促進されたい。

基本目標 2 健康で安全・安心な生活を築こう

- (1) 歯科保健の充実に障害者を明記するとともに、歯周病検診や口腔ケアについての取り組みを充実されたい。
- (2) 地域密着の福祉について、ネットワークの構築だけではなく、管理なども含めて充実されたい。
- (3) 技術を持っている高齢者を地域で生かしていく施策に積極的に取り組まれたい。
- (4) 就労、就労訓練の充実に関する施策を充実されたい。
- (5) 消費者教育について、学校における教育に加えて高齢者に対する啓発を進められたい。
- (6) 防火教育について、自分を守るための教育という観点を追加されたい。

基本目標 3 人と自然に優しいまちをつくろう

- (1) 富士山の土砂流出防止、水源かん養林の育林について充実されたい。
- (2) 景観形成に水系緑地という視点も加えられたい。
- (3) 交通弱者の移動手段の確保や環境負荷低減を図るため、公共交通機能の充実に努められたい。特に、朝夕の交通渋滞緩和を図るため、工業団地と駅を結ぶシャトルバスの運行など、通勤手段としての公共交通機関の利用促進について検討されたい。
- (4) 有害物質を含む土砂の持ち込み防止を充実されたい。また、不法投棄の防止を含めて、市民との協力による取り組みを進められたい。
- (5) 買物でのマイバック利用が定着しつつある。市民だけではなく、事業者の協力も重視して進められたい。
- (6) 情報基盤の整備について、民間との役割分担に配慮しながら、適切に取り組まれたい。

基本目標 4 豊かで活力ある産業を育てよう

- (1) 農業が景観を含めた環境面について貢献している点を強調するとともに、荒廃農地の発生防止に積極的に取り組まれない。
- (2) 利用間伐を進めるなど、地元産材の有効活用に努められない。
- (3) 多様な産業が振興している御殿場市の特徴を生かし、他産業、異業種交流を生かした産業観光を有効な手段として活用するとともに、観光振興における広域的な取り組みを充実されたい。
- (4) 富士山世界文化遺産登録に関しては、経済活動とのバランスをとり、関係者の理解を得るよう努められない。

基本目標 5 明るく元気の出る御殿場をつくろう

- (1) 市民参画と協働を進めるため、できるだけ市民が参加しやすい体制を整えられない。
- (2) 市民交流センター・ワークプラザなどの保有資産の有効活用を図られない。
- (3) 男女共同参画では、各地区の方がリーダーとなって進めていくことが大切であるため、積極的に推進されたい。
- (4) 少子化対策として、若者世帯の経済的な負担を軽減する方策や出会いの支援を推進されたい。
- (5) 政策の進行管理については、指標、目標値をできるだけ数値や文言などで提示されたい。
- (6) アウトソーシングの導入に際しては、価格のみならず、市民サービスに対する効果などを含め、総合的に判断されたい。
- (7) 道州制について、市民への情報提供を充実されたい。

4 総合計画審議会委員名簿

会 長：杉山 正一郎 副会長：田代 嘉恵

【人づくり部会】

部会長 山崎 勝正
副部会長 天野 文子
大沼 こずゑ
吉川 桂二
熊谷 光治
土屋 静子
野木 雄司
福島 猛雄
堀内 和男

【安全・安心部会】

部会長 水口 正宏
副部会長 杉山 護
石川 展代
小粥 敏男
小澤 一成
栗田 恒夫
高田 知
田代 千代子
宮下 明功

【快適部会】

部会長 勝又 さつき
副部会長 勝又 重春
勝間田 通夫
菅沼 健晃
古谷 幸二
三澤 俊哉
三井 明
山崎 浩

【産業活力部会】

部会長 坪口 榮二
副部会長 瀬戸 豊
小長井 正道
菅沼 久代
杉山 正一郎
中川 一樹
長崎 康幸
松永 宏一

【地域経営部会】

部会長 勝又 幸作
副部会長 鈴木 雄一郎
石田 春夫
大胡田 幸子
勝又 完治
苅田 五十彦
田代 嘉恵
土屋 秀麿
吉田 隆仁

(敬称略・50音順)

5 庁内後期基本計画策定組織名簿

●後期基本計画策定委員会委員

若林 洋平、三井 米木、牧野 恵一、鈴木 信五、井上 大治、勝亦 福太郎、遠藤 豪、杉山 半十、長田 和弘、田代 豊治、福島 東、勝間田 政道、長田 秀明、鈴木 平作、鎌野 茂、鈴木 政信、渡辺 一雄、勝又 亮一、勝間田 悦嗣、林 健治

※異動等により途中で退任した委員

長田 開蔵、鈴木 秀一、渡辺 勝、勝又 親男、鈴木 正則、勝又 章芳、坂本 登志雄

●後期基本計画策定委員会幹事会委員（◎…部会長）

平成 19 年度

幹事長：岩田 和博 副幹事長：長田 松夫

【第1部会（人づくり部会）】

池谷 岩夫、稲 香代子、井上 昭一郎、岩田 博文、勝又 忠久、斉藤 郁代、杉山 茂、野木 純生、横山 秋好、◎渡辺 慎逸

【第2部会（安全・安心部会）】

内田 治夫、長田 憲章、小野 喜勝、勝亦 豊二、勝間田 広之、勝俣 文美、後藤 正孝、小宮山 誠、斉藤 公夫、杉山 賢吾、高杉 美佐子、中村 信生、村上 武、◎山口 栄一

【第3部会（快適部会）】

飯田 龍治、池田 秀行、石井 富夫、岩田 光治、長田 忠一、勝又 美津夫、勝間田 実、◎佐藤 幸廣、芹澤 健一郎、芹澤 信義、高村 敏裕、田子 博史、田代 徳夫

【第4部会（産業活力部会）】

青山 修二、◎長田 清一、長田 芳明、勝又 一己、勝間田 弘美、近藤 雅信、杉本 哲哉、杉山 達夫、鈴木 洋一郎、芹澤 彰、滝口 誠、中村 栄一

【第5部会（地域経営部会）】

岩田 和博、岩田 信幸、内田 奨、長田 松夫、小野 恵美子、勝又 正美、勝又 保彦、勝本 隆司、田代 泰夫、村松 亮子、◎横山 良二

※異動等により途中で退任した委員

内田 敏雄

平成 20 年度

幹事長：杉山 直樹 副幹事長：勝間田 安彦

【第 1 部会（人づくり部会）】

池谷 岩夫、井上 昭一郎、岩田 博文、小野 恵美子、白石 伸子、杉山 賢吾、
瀬戸 利夫、野木 純生、増田 準一、◎渡辺 慎逸、渡辺 妙子

【第 2 部会（安全・安心部会）】

岩田 光治、長田 喜明、小野 喜勝、梶 守男、勝間田 広之、小宮山 誠、鈴木 春夫、
◎高杉 美佐子、滝口 誠、田代 洋子、中村 信生、村上 武、横山 秋好

【第 3 部会（快適部会）】

飯田 龍治、池田 秀行、石井 富夫、長田 忠一、長田 芳明、勝亦 敏文、勝俣 昇、
勝間田 実、杉本 哲哉、鈴木 洋一郎、芹澤 健一郎、高村 敏裕、田代 徳夫、
◎横山 良二

【第 4 部会（産業活力部会）】

青山 修二、長田 和昭、勝又 一己、勝間田 弘美、近藤 雅信、◎佐藤 幸廣、
杉山 達夫、鈴木 秋広、芹澤 信義、滝口 芳幸、田代 一樹

【第 5 部会（地域経営部会）】

長内 進、勝又 保彦、勝間田 安彦、◎勝本 隆司、杉山 直毅、瀬戸 進吾、
芹澤 くみ子、田代 泰夫、田代 吉久、田原 陽之介、村松 亮子

●事務局（企画課企画政策スタッフ）

杉山 直毅、宇田川 寿夫、杉山 茂、木島 直久、芹澤 知輝、宮代 英和

※異動等により途中で退任した職員

岩田 和博、湯山 益栄、湯山 順子、遠藤 陽子

6 御殿場市総合計画審議会条例及び部会に関する規則

御殿場市総合計画審議会条例

昭和40年3月29日

条例第24号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第138条の4第3項の規定に基づき、御殿場市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 法第2条第4項の規定による市の基本構想に関すること。
- (2) 基本構想に基づく基本計画に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員50人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体等の役員又は職員
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 知識と経験を有する者
- (4) 公募による者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第7条 審議会に、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市長の定める部課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成19年9月26日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

御殿場市総合計画審議会の部会に関する規則

平成2年12月1日

規則第16号

(設置)

第1条 この規則は、御殿場市総合計画審議会条例(昭和40年御殿場市条例第24号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、御殿場市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の部会に関し、必要な事項を定める。

(名称及び所管事項)

第2条 審議会に部会を置く。

2 部会の名称及び所管事項は、別表のとおりとする。

(委員)

第3条 部会の委員は、審議会の会長(以下「会長」という。)が審議会に諮って指名する。

(部会長及び副部会長)

第4条 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。

2 部会長は、会務を掌理し、当該部会を代表する。

3 部会長に事故あるとき、又は欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 部会は、部会長が会長に諮って招集し、会議の議長となる。

2 部会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(報告)

第6条 部会長は、部会の審議結果を速やかに会長に報告しなければならない。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則(平成11年12月27日規則第45号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

名称	所管事項	
人づくり部会	教育・学習に関する事項 地域活動に関する事項	文化・スポーツに関する事項 国内外との交流に関する事項
安全・安心部会	安全に関する事項 福祉に関する事項 医療に関する事項	生活環境に関する事項 保健に関する事項
快適部会	都市基盤に関する事項 景観に関する事項 情報化に関する事項	廃棄物に関する事項 自然環境に関する事項 資源・エネルギーに関する事項
産業活力部会	農林業に関する事項 観光に関する事項	商工業に関する事項 雇用・就業に関する事項
地域経営部会	人口・土地利用に関する事項 広域連携に関する事項 事業評価に関する事項	行財政運営に関する事項 市民参画に関する事項

**第三次御殿場市総合計画
後期基本計画**

発行 平成21年3月
発行者 御殿場市

〒412-8601 御殿場市萩原 483

Tel:0550-82-4421

Fax:0550-84-1661

<http://www.city.gotemba.shizuoka.jp>